

〒

様

国子児発第40号
令和2年4月28日

私立認可保育園保護者各位

国立市長 永見 理夫

家庭保育の要請に伴う利用者負担額（保育料）
及び給食費（副食費）の取り扱いについて

日頃より当市の保育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応として、令和2年4月10日付け通知において、最大限可能な限りの家庭保育について要請をさせていただき、ここで別紙のとおり、要請期間を延長いたしました。

通知においてお知らせをいたしました。要請期間中に家庭保育をしていただいた方の保育料については、日割り計算して減額させていただくこととしております。詳細については下記の通りとなりますのでお知らせいたします。

また、副食費については園によって取り扱いが異なるため、別途各園よりご連絡をさせていただきます。

記

1. 保育料減額対象者

0～2歳児クラスに在籍するお子様で保育料徴収の対象となっているお子様

2. 保育料日割り計算方法（月ごとの計算）

○4月分

$$\text{月額保育料} \times (\text{9日} (\text{※1}) + \text{4月4日及び4月11日で登園した日数} (\text{※2}) + \text{4月14日以降で登園した日数}) \div 25 = \text{日割り保育料 (10円未満切り捨て)}$$

(※1) 家庭保育要請の対象となっていない4月1日～4月13日の間の平日（計9日間）については国の計算のルールにより全て出席扱いとなります。

(※2) 4月4日及び4月11日については、土曜保育における家庭保育協力依頼をした日となりますので、登園の有無を日割り計算に反映します。

以下裏面

○ 5月分以降（月初から月末までが家庭保育の要請期間となった場合）

$\text{月額保育料} \times \text{登園日数} \div 25 = \text{日割り保育料} \text{（10円未満切り捨て）}$

※家庭保育の要請が月途中までとなった場合、その日までを日割り計算の対象とします。

3. 返還方法

① 4月分の保育料については、いったん全額を徴収後、減額分を6月分の保育料に充当させていただきます。

なお、本通知をもちまして原則、充当に同意されたとの取り扱いとさせていただきます。ただし、充当を希望されない場合は下記連絡先に5月末までに必ずご連絡をお願いいたします。

② 保育園を退園等され、充当する保育料がない場合は、還付の扱いとさせていただきます、還付請求書を別途送付しますので個別でお手続きをお願いいたします。

③ 5月の保育料についても、いったん全額を徴収後、減額分を7月分の保育料に充当させていただきます。今後も家庭保育の要請期間が延びる場合は以降の月について同様とさせていただきます。こちらの場合も充当を希望されない場合はご連絡をお願いいたします。

④ 充当金額が決定しましたら対象者に改めて個別に通知いたします。

※本通知については、保育料、副食費の両方について記載しているため、全保護者宛に通知をさせていただきますいております。保育料、副食費が発生しない方にもお届けしている場合がありますのでご了承下さい。

以上

○ 問合せ先 国立市子ども家庭部児童青少年課保育・幼稚園係
電話042-576-2427（直通）